

芦別市住民投票条例

住民の意思を確認するための制度



「芦別市住民投票条例」が平成20年10月1日からスタートします。

芦別市まちづくり基本条例第14条で住民投票に関する内容を定めていますが、住民投票条例では、住民投票を実施する際の具体的な内容や手続その他必要な内容を定めています。

住民投票は、住民の意思を確認するための最終手段で、まちづくりのうち市が直面する将来にかかわる重要な課題について賛成または反対を確認するために投票を行い、住民の意思を明確にするものです。

芦別市

住 民 投 票 条 例 Q & A

Q 1 住民投票条例って何ですか？

A . 住民投票は、いろいろな市民参加の方法のなかでも、住民意思を確認するための最終手段で、まちづくりのうち市が直面する将来にかかわる重要な課題について賛成または反対を問うときに住民による投票を行い、住民の意思を明確にするものです。
芦別市まちづくり基本条例第14条で住民投票に関する内容を定めていますが、住民投票条例では、住民投票を実施する際の具体的な内容や手続その他必要な内容を定めています。

Q 2 住民投票を請求することができる、市が直面する将来にかかわる重要な課題とは何ですか？

A . 市町村合併の問題など市のこれからを大きく左右するもので、市を二分する大きな課題が該当します。

Q 3 住民投票を請求する場合の年齢・居住要件やその請求手続はどうなっているの？

A . 満18歳以上の日本人で、引き続き3か月以上芦別市の住民基本台帳に記載されているかたに投票資格があります。
また、投票資格を持っている人の6分の1以上の署名を集めて市長に請求します。
なお、住民投票は、一定の要件を満たすことにより、議会からも請求することができます。

Q 4 住民投票を実施するかどうかの最終判断は誰がするの？

A . 一定の要件を満たした住民や議会からの住民投票の請求は、市長が重要課題かどうか、規則で定める要件に該当するかどうかを審査のうえ、市長が住民投票の実施の有無を判断します。

Q 5 住民投票の結果は、まちづくりにどう反映されるの？

A . 住民投票の結果に法的な拘束力はありませんが、市長は、住民投票によって示された住民の意思を最大限尊重することとしています。

住 民 投 票 条 例 の 概 要

目的（第1条）

まちづくり基本条例第14条第4項の規定に基づく「別に定める条例」について、住民自治を実現し、直接住民の意思を確認するために行う住民投票に関して、その実施に関する具体的な手続きその他必要な事項を定めるものです。

住民投票の対象として考えられるもの（第2条）

市のまちづくりや住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのあるもので、市や住民全体に直接利害関係のある事項が対象になります。

- ・市町村合併など、市のこれからを大きく左右するもの

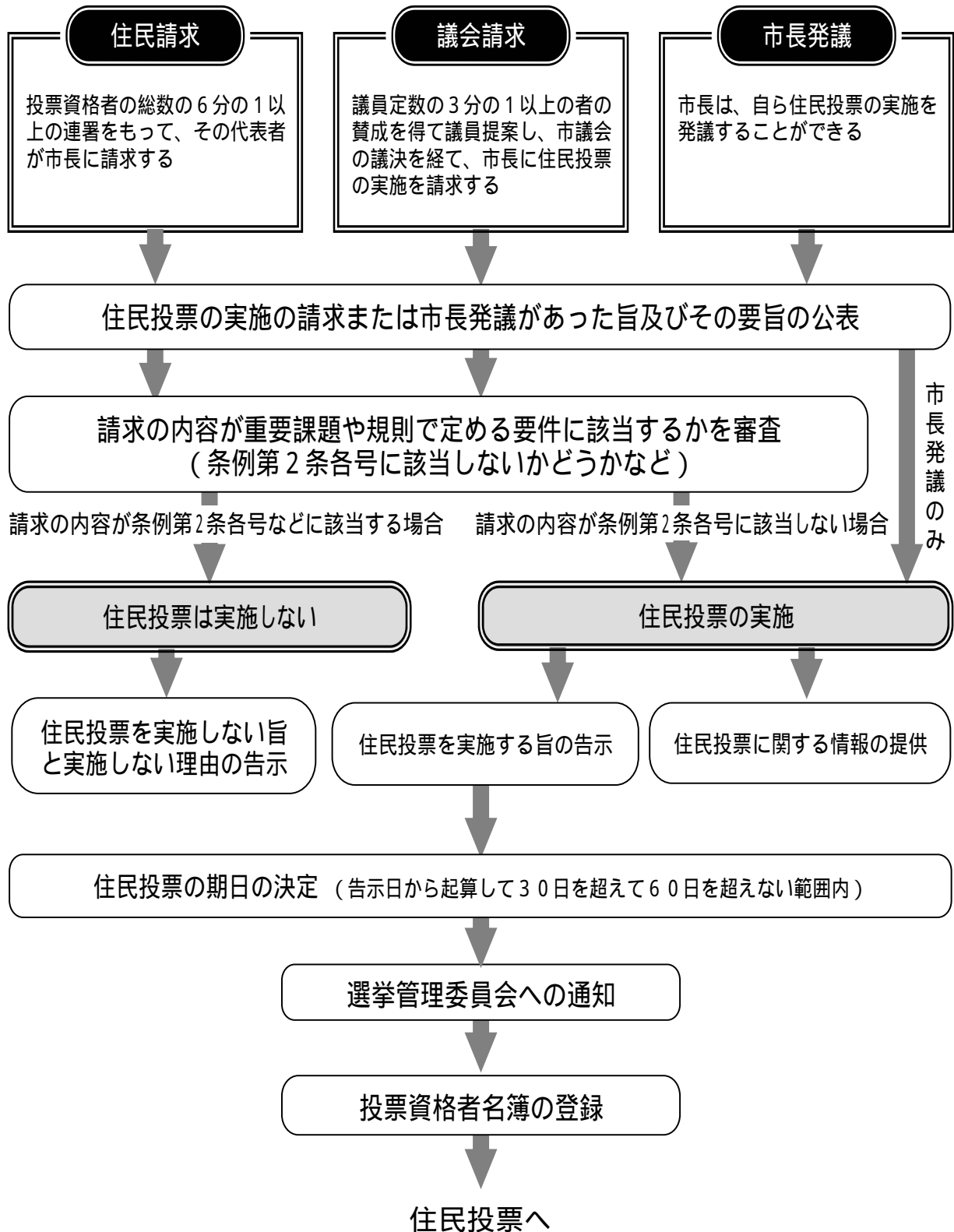
住民投票の対象とならないもの（第2条）

- ・市の権限に属さない事項（ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。）
- ・議会の解散請求、議員または市長の解職請求など、他の法令で住民投票を行うことができる事項
- ・もっぱら特定の市民または地域にのみ関係する事項
- ・住民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項

投票資格者（第3条）

投票する資格のある人は、満18歳以上の日本人で、引き続き3ヶ月以上、芦別市の住民基本台帳に記載されている人を対象者の要件として規定しています。

住民投票の流れ (条例第 4 条 ~ 第 1 4 条)



住民投票（×方式二者択一）

（住民投票の実施の告示があった日から2年が経過するまでの間は、同一の事案またはこの事案と同様の事案については行うことができない。）

投票者数が投票資格者の2分の1未満の場合

投票者数が投票資格者の2分の1以上の場合

不成立

成立

開票その他の作業を行い、その結果を公表

- ・ 成立、不成立及び投票結果の告示
- ・ 成立、不成立及び投票結果の請求代表者（住民請求の場合に限る。）及び市議会議長への通知

住民投票が成立した場合

市長は住民投票の結果を最大限尊重する。
（まちづくり基本条例第14条第3項）

《 参 考 》

まちづくり基本条例第14条（住民投票）の抜粋

（住民投票）

第14条 市内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）は、まちづくりのうち市が直面する将来にかかわる重要課題（以下「重要課題」といいます。）について、住民投票を実施するよう、市長に求めることができます。

2 市長は、住民投票の求めがあったときは、重要課題かどうかを十分に検討したうえで住民投票を実施するかどうかを判断します。

3 市長は、住民投票の結果を最大限尊重します。

4 市長は、住民投票を実施するにあたっての方法、手続その他必要な事項については、別に定める条例で整備します。

芦別市民憲章

(昭和43年9月20日制定)

明治の代、今の常磐町に第一のくわ音が立ちました。芦別誕生のうぶ声でした。それから代々の人たちが努力を重ね、美しい郷土をつくりました。それをたたえ感謝するとともに、さらに立派にして次代へ渡したいものです。私たちは、この憲章をかかげて、日常生活の心がまえといたしましょう。

明るい家庭をつくり こどもに夢と誇りを持たせましょう

人間の尊さを知り 社会のきまりを守りましょう

郷土の自然を愛し 豊かなまちをきずきましょう

思いやりと親切で 住みよいまちにいたしましょう

教養を深め 体力を養い 文化の輝くまちをつくりましょう

平成 20 年 7 月

発行 芦別市総務部企画課
〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地
TEL (0124) 22-2111 FAX (0124) 22-9696
E-mail : kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp
<http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp>